

環境団体訴訟における原告適格
—— 原発訴訟における司法審査の役割 ——

兼 平 裕 子

環境団体訴訟における原告適格

—— 原発訴訟における司法審査の役割 ——

兼 平 裕 子

【目 次】

1. はじめに－福島事故報告書と3・11後に提訴された原発訴訟
2. これまでの原発訴訟における司法判断
 - (1) 伊方原発訴訟における実体審理
 - ① 松山地判・高松高判・最判における実体審理
 - ② 高度の専門技術性に対する審査密度
 - (2) もんじゅ第二次訴訟控訴審および上告審
 - ① 重大明白説
 - ② 相対的安全性
 - (3) 志賀原発訴訟と浜岡原発訴訟－原発の耐震安全性確保
3. 公益団体訴訟における客観的違法性
 - (1) 原発訴訟の限界－相対的安全性と客観訴訟としての側面
 - (2) 環境団体訴訟における公益性
 - ① 原発訴訟における原告適格
 - ② 欧米における環境団体訴訟の状況
 - (3) わが国の環境団体訴訟における原告適格－集团的利益に対する判例の立場および学説
4. 団体に原告適格を認める意義と団体訴訟の判決効
 - (1) 地域住民の利害の対立と住民の関与の限界
 - (2) 集团的利益を主張する団体訴訟における原告適格の拡大
 - (3) なぜ団体訴訟が認められないのか－団体訴訟の判決効
5. 福島事故後における原発訴訟の役割の変容
 - (1) 原発訴訟における司法審査の役割の変容－客観訴訟としての側面
 - (2) 訴訟要件の克服－公益追求訴訟としての側面
6. むすびにかえて－行政訴訟と民事訴訟

1. はじめに一福島事故報告書と3・11後に提訴された原発訴訟

2011年3月11日、東北地方に甚大な被害をもたらした東日本大震災によって引き起こされた津波によって、福島第一原子力発電所の非常用電池が水没し、全交流電源喪失となった。その結果、炉心溶融（メルトダウン）が発生したのに加え、水素爆発によって、大量の放射性物質が放出されるという、チェルノブイリ事故に並ぶレベル7（国際原子力事象評価尺度）の重大事故が起こってしまった。その後12月16日に、当時の野田首相は「冷温停止状態」が達成されたとして「終息宣言」を出したが、廃炉を目指す段階になったというだけであり、事故から2年以上が経過した現在においても、福島原発事故はまだ終息したわけではない。

福島原発事故に関しては、独立検証委員会（民間事故調）による報告書（2012年2月28日）、国会事故調による報告書（2012年7月5日）、政府事故調による最終報告書（2012年7月23日）が出されている。原発事故は、決して「想定外」ではなく、政府・規制当局・東京電力の「不作為」による「人災」が、シビア・アクシデントの根本原因だと断定している（国会事故調報告書）。事故当時の菅首相の依頼を受け、近藤駿介原子力委員長は、「最悪シナリオ」（福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描（2011年3月25日）¹⁾まで作成している。これら報告書を読むにつけ、全交流電源喪失事象が未想定であったことに起因する人災であり、むしろ、「よくこの程度ですんだ」ともいえるほどの過酷事故であったことが判明した。

高度の専門技術性を有する先端科学技術分野に関する司法統制は、「原子力委員会（のちに、原子力安全委員会）の意見を尊重して行う内閣総理大臣（の

1) 「4号機にとどまらず、他の号機の使用済み燃料プールの燃料破壊が起り、コアコンクリート相互作用を起こしたという『最悪シナリオ』では、住民を強制移転しなければならない地域は170 km 以遠に及ぶ可能性と、年間線量が自然放射線レベルを大幅を超えるため住民の移転希望を認めるべき地域が250 km 以遠に達する可能性がある」との結論を導き出している。『福島原発事故独立検証委員会 調査・検証報告書』（ディスカヴァー、2012年）89頁以下および巻末資料。

ちに、経済産業大臣)の合理的な判断に委ねる」立場が採られてきた。

原子力施設の安全対策には、内在するリスクが大きく、安全対策における知見は完全ではない。しかし、「絶対的安全性」すなわち「ゼロリスク」は追求しないというのが「工学の常識」であり、「工学的にはゼロとみなして」前に進む姿勢がとられてきた。その「割り切り」に関する技術的な審査基準に基づく原子炉設置許可処分は、「高度な専門技術的判断」を含むため、行政庁の行った判断に対して裁判所はその判断を尊重する立場であった。これが、原子炉設置許可処分取消訴訟に対するわが国最初の判断となった伊方原発訴訟最判(1992(平成4)年10月29日)以降、確立されてきた判例理論である。

これまで提起されてきた数々の原発訴訟のうち、原告側が勝訴した判決は2件のみであり²⁾、最高裁レベルでの勝訴判決は皆無である³⁾。しかし、今回の福島原発事故によって、行政機関に委ねられた審査基準によっては安全を確保することができなかったことが判明した。ゆえに、行政庁の「専門技術的裁量」を重視し、裁判所自身の審査密度を求めてこなかった安全性の保障は、結果として誤りであり、司法も原発事故の発生を未然に防ぐことができなかったことになる。しかし、これは、三権分立の中での、司法審査の限界とも言える。

もんじゅ訴訟第一次上告審(1992(平成4)年9月22日)において、近隣住民(原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者)に原告適格が認められるようになった。しかし、初期の原発訴訟は、訴訟要件審査の段階で却下される可能性すらあった。

2) 本稿2(2)で論ずるもんじゅ第二次訴訟差戻審判決(名古屋高裁金沢支部2003(平成15)年1月27日・判例時報1818号3頁)、および、2(3)で論ずる志賀原発訴訟一審判決(金沢地裁2006(平成18)年3月24日・判例時報1930号25頁)の2件である。

3) もんじゅ訴訟の第一次上告審(1992年)を扱った園部逸夫元最高裁判事は、「最高裁には、行政庁の言うことは基本的に正しいという感覚がある。それを理屈立てするために『専門技術性』、『政治的裁量』という逃げ道が用意されている」と述べる。女川原発訴訟、志賀原発訴訟上告審を担当した元原利文元最高裁判事は、「上告審の帰趨は下級審の段階でどれだけきちんと主張と証拠が出されていたかで決まる。原発訴訟の議論が深まらなかったのは、原告勝訴判決が2件しか出ていなかったため」と述べている。「元最高裁判事原発訴訟を語る」2011年11月30日付朝日新聞。

今回の福島事故が明らかにした原発事故の実態は、一度シビア・アクシデントが起こった場合に被る被害の大きさ、その影響範囲の広さである。事故が起こる確率がいかに低くとも、ひとたび発生した場合の被害は甚大であり、これだけ多方面に、長期間にわたって、影響を与えることになる。

今回の事故は、原子力発電所という複雑な巨大科学技術施設の設置許可や運転許可につき、裁判所はいかなる枠組みにおいて統制を行うべきかという課題を改めて提起することになった。すなわち、原発訴訟の実体審理面の判断基準であった「原子炉の安全性に関する行政庁の判断の尊重」をどの程度まで重視すべきか、という審査密度の問題（＝司法統制方法論）が改めて問われることになったと言えよう。

表1に示すように、福島原発事故以降、全国各地で新たな訴訟が提訴されている。勝訴率の低さにもかかわらず、広範囲に居住する住民により、全国各地で提訴されている。このような状況は、原告が誰であれ、原発訴訟には、「客観的な公益追求訴訟」としての要因が大きいからではないか。それは、既に訴訟追行のための予算措置を決定し、提訴準備中の函館市（大間原発（青森県）の対岸に位置する）が原告となる建設差止訴訟に如実に表れている。

本稿では、これらの点に着目し、原発の再稼働を容認するか、脱原発をめざすか、といった原子力政策のターニングポイント期における「原発訴訟の客観的

表1 福島第一原発事故以降に提起された原発訴訟事例

	提訴年月日	原告数	被告	訴訟類型
東電株主代表訴訟	2011年11月14日	東電の株主42名	元取締役	株主代表訴訟
伊方原発	2011年12月8日	322名（16都県）	四国電力	運転差止
玄海原発	2012年1月31日	4,923名	九州電力・国	運転差止
大飯原発3・4号機	2012年3月12日 2013年3月11日	154名（第一次） 約20名（第二次）	関西電力	運転差止
東海第二原発	2012年7月30日	266名（10都県）	日本原電・国	運転差止
柏崎刈羽原発	2012年4月23日	132名（6県）	東京電力	差止訴訟
島根原発3号機	2013年4月（予定）	1,000人（目標）	中国電力・国	差止訴訟
大間原発建設差止	準備中	函館市（予定）	電源開発・国	建設差止等

な役割」につき、公益追求訴訟としての団体訴訟の可能性と限界を検討する。

以下、2において、これまでの原発訴訟に対する司法審査の枠組みをまとめた後、3において、公益団体訴訟における客観的違法性という要素につき、これまでの環境団体訴訟を分析する。その分析結果に基づき、4においては、判例では否定されているが、住民団体・環境団体への原告適格付与の可能性について検討する。さらに、5において、福島事故後における原発訴訟の役割の変容、すなわち、客観的な公益追求訴訟としての役割に注目して、訴訟要件克服の必要性について検討する。

2. これまでの原発訴訟における司法判断

(1) 伊方原発訴訟における実体審理

① 松山地判・高松高判・最判における実体審理

日本において原発建設ラッシュとなったのは1970年代であり、それは同時に、その安全性に疑問をもつ住民や支援組織による反対運動を引き起こすことになった。しかし、土地や漁業権の買収が行われ、行政による原発の設置許可が出される段階になると、住民にとって取り得る手段が限定されてくる。原発訴訟は、建設に反対してきた住民の最後に残された抵抗・異議申立の手段として構想されてきた⁴⁾

原発訴訟には、「行政訴訟」（行政不服審査法による異議申立を経る取消訴訟または出訴期間の制限のない無効等確認訴訟）と「民事訴訟」（電力会社に対する人格権・環境権に基づく施設の建設・運転の差止訴訟）がある。うち初期の訴訟は、「取消訴訟」の形式が採られた⁵⁾

内閣総理大臣による原子炉設置許可処分（1972年11月28日）の後、行政不服審査法に基づく異議申立を経て、反対派の周辺住民33名が設置許可の取消を求める行政訴訟を松山地裁へ提訴したのは1973年8月27日のことである。

4) 伊方原発建設設置の選定から40年にわたる経緯および現状につき、拙稿「伊方原発受入れは地域振興に役立ったか」『地域再生学』（晃洋書房、2011年）88頁以下。

この伊方原発訴訟では科学者グループが中心となって訴訟を支援し、原発の安全性をめぐる一大科学論争となった⁶⁾。松山地判（1978（昭和53）年4月25日・判例時報891号38頁）（判決書は121頁に及ぶ）において、原告適格は認められたが、原子炉等規制法および原子力委員会設置法の所定の手続によっておこなわれた手続に違憲性・違法性はないとして、原告の請求を棄却した⁷⁾。

その控訴審（原告は32名、うち6名が控訴取下げ）の高松高判（1984（昭和59）年12月14日・判例時報1136号3頁）においても、請求は棄却された。原子炉設置許可処分の取消訴訟における安全性に関する司法審査の範囲につき、「実体的判断代置方式」と同様に考えることはできず、おのずから限界がある。「その安全性について裁判所が全面的・積極的に審理判断するのではなく、安全性を肯定する内閣総理大臣の判断に、現在の科学的見地からみて当該原子炉の安全性に本質的にかかわるような不合理があるか否かという限度で行うのが相当である」と判示した⁸⁾。

さらに16名が上告した最判（1992（平成4）年10月29日・民集46巻7号1174頁）において、原発行政訴訟の「本案」に関する「判例理論」が形成され

5) 伊方原発訴訟（1973年8月；松山地裁提訴）、東海第二原発訴訟（1973年10月；水戸地裁提訴）、福島第二原発訴訟（1975年1月；福島地裁提訴）、柏崎原発訴訟（1979年7月；新潟地裁提訴）の四つの訴訟が日本におけるパイオニア的な原発訴訟となっており、いずれも行政訴訟である。海渡雄一『原発訴訟』（岩波新書、2011年）v頁、vi頁、同「原子力発電所をめぐる訴訟」『公害・環境訴訟と弁護士の挑戦』（法律文化社、2010年）249頁。

6) 小出裕章「伊方原発訴訟判決の科学・技術的問題点〈その一〉 一般的批判と工学的問題点」ジュリストNo.668（1978年）23頁、市川定夫「伊方原発訴訟判決の科学・技術的問題点〈その二〉 生物・医学的問題点」ジュリストNo.668（1978年）28頁。

7) 伊方原発訴訟松山地裁判決について、阿部泰隆「判批」ジュリストNo.668（1978年）16頁、雄川一郎・下山瑛二・槌田敦・都甲泰正による座談会「伊方原発訴訟判決めぐって」ジュリストNo.668（1978年）31頁。なお、同判決において事実審理を担当しなかった裁判官が訴訟判決を書いたことについての批判（阿部「判批」判例タイムズ362号（1978年）13頁）や、許可処分手続の違法性の存否についての批判（保木本一郎『原子力と法』（日本評論社、1988年）275頁）がある。

8) 伊方原発訴訟控訴審判決について、阿部泰隆「判批」判例時報1142号164頁、1154号170頁、1163号182頁（1985年）、交告尚史・公法研究53巻（1991年）195頁。

た⁹⁾(同日に福島第二原発上告審判決(判例時報1441号50頁)も出された)¹⁰⁾

判決要旨は次の三点に要約される。

(1) 取消訴訟における裁判所の審理・判断は、原子力委員会もしくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議および判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは原子力委員会もしくは原子炉安全専門審査会の調査審議および判断の過程に看過し難い過誤・欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。

(2) 被告行政庁の判断の適否が争われる許可処分の取消訴訟においては、右判断に不合理な点があることの主張・立証責任は、本来、原告が負うべきものであるが、被告行政庁の側において、まず、調査審議において用いられた具体的審査基準ならびに調査審議および判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠・資料に基づき主張・立証する必要がある、被告行政庁が右主張・立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される。

(3) 原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解すべきである。

9) 伊方最判についての評釈は多い。「〈座談会〉伊方・福島第二原発訴訟最高裁判決をめぐって」ジュリストNo.1017(1993年)9頁、佐藤英善・「判批」ジュリストNo.1017(1993年)36頁、三辺夏雄・ジュリストNo.1017(1993年)43頁、高橋利文・ジュリストNo.1017(1993年)48頁、同「最高裁判所判例解説」法曹時報45巻3号(1993年)277頁、山田洋・平成4年度重要判例解説(1993年)45頁、高木光『技術基準と行政手続』(弘文堂、1995年)2頁、交告尚史「伊方の定式の射程」『加藤一郎先生追悼論文集 変動する日本社会と法』(有斐閣、2011年)247頁。

10) 原子炉の設置の許可の段階においては、専ら当該原子炉の基本設計のみが規制の対象となるのであって、詳細設計および工事の方法は規制の対象とはならないと判示した。交告尚史「判批」環境法判例百選[第2版](2011年)206頁。

② 高度の専門技術性に対する審査密度

原発訴訟は、法的紛争の形態をとるが、その実は、現代科学技術の実用可能性を裁く「科学裁判」であり、同時に、一国の文明の在り方を左右する「文明裁判」の様相を呈している。この原発訴訟における最大の論点は、かかる科学裁判に対し、裁判所がどの程度踏み込んだ実体審理を行い、司法判断を提示できるのか、また、提示すべきなのか、という点である¹¹⁾

原子炉の安全性に関する行政庁の判断を裁判所はどの程度まで尊重すべきか、という審査密度に関する判決要旨(1)は、松山地裁、高松高判において示された判断と同趣旨といえる。三権分立のもと、行政機関と裁判所との役割分担では、行政機関が、より重い責任を負う仕組みになっている。原子炉設置許可の取消訴訟においては、「実体的判断代置方式」以外の方法にすべきとの判示である。しかし、具体的に、どのような審査基準を採るべきかについては、いくつかの学説¹²⁾が示されているなか、当該最判が独自の説なのか、これまでの提唱説か、はっきりしない。

行政機関が主たる責任を負う仕組みのなかで、端的にいえば、「被告行政庁の判断に『不合理』な点がある場合とは、果たして、どのような場合か」という疑問が呈されることになる。原子炉等規制法 24 条 1 項 4 号の要件である「災害の防止上支障がないものであること」という抽象的・包括的な表現に示された立法者意思是、専門技術的裁量をかなり容認している。

まず、最初に、ここで求められる原子炉の安全性は、「絶対的な安全性」ではなく、「相対的な安全性」である¹³⁾その行政庁の判断過程に通常官僚組織以外の専門集団（＝原子力委員会等）が関与している点に、法が裁量権を付与している法的根拠を見出している学説もある¹⁴⁾それは、「原子炉安全専門審査

11) 高橋利文・前掲注9)「最高裁判所判例解説」289頁。

12) 高木光「伊方原発訴訟」環境法判例百選〔第2版〕(2011年)204頁は、「手続的実体審理方式」(原田尚彦説)、判断余地説(阿部泰隆説)、技術基準準拠方式(高木光説)の三つの学説をあげている。

13) 「相対的安全」の基本原則が、わが国においても「不文の法原則」として妥当するとの説として、高木光「裁量統制と無効(下)」自治研究79巻8号(2003年)34頁。

会の調査審議および判断の過程」に焦点をあてた主張立証がされるべき、ということになる。

福島事故を含めたこれまでの原発事故が示す実態によって、「些細な不合理の発見が科学技術の根本的欠陥の発見につながることもあり、とりわけ原子力や原子炉という超長期の過酷な被害をもたらす危険を伴うものの利用の場合、先端科学技術一般において生ずる危険に対するのと同等の制約を課すだけで十分かについては、疑問がある」¹⁵⁾ ことになろう。

しかし、純粋な法律論としては、裁判所は「法適用機関」であり、現行制度が「相対的安全性」の原則を採用していると解される限り、絶対的安全性を求めるに等しい解釈によって原告の請求を容認することはできない¹⁶⁾

伊方最判に対する評釈や解説は、「わが国の社会がどの程度の危険性であれば容認するかという視点－社会的な許容限度－を考慮に入れざるを得ないとの判断基準が示されている」とする¹⁷⁾すなわち、「設置許可にあたっては、原子力委員会の科学的・専門技術的知見に基づく意見を聴き、これを尊重するという、慎重な手続が定められている」ので、「右規定が不合理・不明確であるとの非難は当たらない」ことになる。

具体的には、原子炉等規制法 24 条 1 項 4 号の審査基準である「発電用軽水炉原子炉施設に関する安全設計審査指針」に基づき、「発電用原子炉に関する耐震設計審査指針」（2006（平成 18）年 9 月改訂）に、審査基準が定められている¹⁸⁾（ただし、同法には審査基準に関する明文の授権はない）。しかし、司法がこれらを審査する仕組みは採られていない。これら技術的な基準は「法規」ではないからである。

すなわち、「法規」以外の審査基準に基づいた行政判断につき、「技術的専門

14) 塩野宏『行政法 I 〔第 5 版〕』（有斐閣、2009 年）129 頁。

15) 亘理格「原子炉安全審査の裁量統制論」論究ジュリスト 2012 年秋号 27 頁。

16) 高木光「裁判所は原子炉の安全性をどのように取り扱ってきたか」法学セミナー No. 682（2011 年）26 頁、同『行政訴訟論』（有斐閣、2005 年）392 頁。

17) 高橋利文・前掲注 9)「最高裁判所判例解説」298 頁、阿部泰隆『国土開発と環境保全』（日本評論社、1989 年）347 頁以下。

家集団」が下す技術的な安全性の判断に（全面的に）委ねる司法審査方法が維持されてきたことになる。これら「専門家」の判断では安全とされながら、リスクの考慮につき看過しがたい過誤があったことを、今回の事故は示したことになる。しかし、その「看過しがたい過誤」を、裁判所では審査できないという矛盾を孕んでいる。

福島事故によって、これまでの安全審査が、適正かつ完全なものでなかったことが結果的に判明した。ゆえに、裁量統制実効化の方向を選択すべきであり、規制委員会の安全審査は、より厳格な司法審査による検証の対象とすべきとの学説も表明されている¹⁹⁾。今後の司法による実体審査のベクトルとしては、裁量統制実効化の方向を目指すべきであろう。ただし、以下に論ずるような限界があることも否めない。

(2) もんじゅ第二次訴訟控訴審および上告審

① 重大明白説

伊方原発最判の1カ月前に、原告適格に関する判断が示されたのが、もんじゅ訴訟第一次上告審最判（1992（平成4）年9月22日・民集46巻6号571頁）²⁰⁾である。当該訴訟は、高速増殖炉もんじゅの設置許可無効確認訴訟と運転差止の民事訴訟を併記して、1985年9月26日に提訴されたものである。第一次上告審判決において、原子炉から約58kmに居住する原告らも、原告適格があ

18) 福島原発事故を受けて、改訂基準につき、これまでのようなバック・チェックを求めるのではなく、バック・フィットにすべきとの問題が提起されている。下山憲治「原子力事故とリスク・危機管理」ジュリストNo.1427（2011年）100頁、高橋滋「福島原発事故と原子力安全規制法制の課題」『行政法学の未来に向けて 阿部泰隆先生古稀記念』（有斐閣、2012年）395頁、川合敏樹「東日本大震災にみる原子力発電所の耐震基準の確保の在り方について」法律時報83巻5号（2011年）79頁。

19) 亘理・前掲注15）34頁、35頁。

20) もんじゅ最判のうち、原告適格に関する最高裁判所判例解説として、高橋利文・法曹時報45巻3号（1993年）233頁、同じく無効確認の訴えの適法性につき、法曹時報45巻3号（1993年）254頁。判例評釈として、大西有二・ジュリスト1013号（1992年）81頁、古城誠・法学教室149号（1993年）69頁、高橋利文・ジュリスト1016号（1993年）100頁、藤原静雄・環境法判例百選〔第2版〕（2011年）208頁。

ると判示されたため、福井地裁に差し戻された後の控訴審判決が、名古屋高裁金沢支部 2003（平成 15）年 1 月 27 日判決（判例時報 1818 号 3 頁）である。本件処分「重大かつ明白な違法はない」とした福井地裁判決（2000（平成 12）年 3 月 22 日・判例時報 1727 号 33 頁）（判決書は 144 頁に及ぶ）を取消し、設置許可の無効確認請求を認容する原告勝訴判決を下した。

当該控訴審判決で特記すべき第一の点は、無効確認訴訟において違法性が認められるための要件とされていたところの「重大かつ明白説」を否定し、「原子炉設置許可の無効確認訴訟においては、違法（瑕疵）の重大性をもって足り、明白性の要件は不要と解するのが相当」として、「重大説」による判断をした点である。

違法（瑕疵）の重大性については、「原子炉施設事故時において『原子炉格納容器内に閉じ込められていた放射性物質が周辺の環境に放出される』ような、事態の発生の防止・抑制・安全保護対策に関する事項の安全審査に瑕疵があり、その結果として、放射性物質の環境への放散というような事態の発生の具体的な危険性を否定できないときは、重大な違法（瑕疵）の存在を認定すべきである」とした。すなわち、もんじゅの設置許可処分後に起きた「ナトリウム漏えい事故」（1995 年 12 月）も検討の対象とした²¹⁾

無効確認訴訟に関する戦後の通説である「重大明白説」（田中二郎説）の例外を認める判例として、最判 1973（昭和 48）年 4 月 26 日（民集 27 卷 3 号 629 頁）がある。当該最判は税務訴訟であり、処分の存在を信頼する第三者の保護を考慮する必要がなく、不可争の効果という不利益を甘受させることが、著しく不当と認められる例外的な事情がある場合に当たる、とされている。学説も、当該行政行為が有効であることを信頼した第三者の保護の必要がある場合には、補充的に明白性が要求されるが、そうでなければ重大性のみで足りるとの説が有力になっている²²⁾

「処分後の新知見に基づく処分の無効確認につき、違法（瑕疵）の明白性を

21) 阿部泰隆『行政法解釈学Ⅱ』（有斐閣，2009 年）250 頁。

22) 宇賀克也『行政法概説Ⅰ〔第 4 版〕』（有斐閣，2011 年）331 頁。

求めることは、住民に対し、事実上、提訴の断念を強いるに等しい」と、原告側に親和的な判断を下している。

原発訴訟が「明白性要件」が不要とされる例外的場合に当たるかについては、「利益考量」によって決せられるべきとして、学説はおおむね肯定的に捉えている²³⁾無効等確認訴訟は取消訴訟の不都合を修正するための便宜的な存在であることや、2004（平成16）年改正行訴法のもとでは、付近住民による訴えは、むしろ出訴期間徒過の「正当な理由」（行訴法14条2項）があるとして、取消訴訟の提起を求める余地が生まれたことに照らすと、取消訴訟と同じ実体的違法事由を主張すればよいとの説もある²⁴⁾

しかし、この無効判断に固有の要件である「明白性不要」との論点は、上告審（2005（平成17）年5月30日・民集59巻4号671頁）においては、判断されることなく、その前段階である違法性自体を否定し、破棄された。すなわち、原子炉施設許可の違法性に関する伊方最判に即して、「安全審査の調査審議および判断の過程に看過し難い過誤・欠落があるということはできず、この安全審査に依拠してされた本件処分に違法があるということはできないから、上記違法があることを前提として本件処分に無効事由があるということはできない」と判断した。調査官解説²⁵⁾で述べている通り、当該最判は、「原子炉施設許可の違法性に関する一般論について、新たな判断枠組みを示すものではない」。この点につき、「法律審として何らかの『理論』を示すべきではなかったか」と、学説からは批判されている²⁶⁾

23) 高木光「判批」自治研究79巻7号41頁、79巻8号23頁（2003年）、同『行政訴訟論』（有斐閣、2005年）369頁。ただし、高木は、原発訴訟における裁判所の役割は、伊方判決の定式によるので、無効原因となる重大な違法はあくまで判断過程の違法のうちの重大なものとして定義されなければならないとする。

ほかに肯定的な意見として、首藤重幸「判批」法学教室271号（2003年）44頁、山下竜一・ジュリストNo.1251（2003年）82頁、保木本一郎・法律時報75巻4号（2003年）1頁、交告尚史・法学教室301号（2005年）88頁、同・ジュリストNo.1269（2004年）41頁。

24) 中川丈久「判批」環境法判例百選〔第2版〕（2011年）210頁。

25) 阪本勝「最高裁判所判例解説」法曹時報60巻2号（2008年）250頁。

② 相対的安全性

福島原発事故を経た現在、二つ目の特記すべき点は、司法判断において求められる「相対的安全性」という考え方であろう。

もんじゅ控訴審判決においては、原子炉設置許可処分の特質について、「『主務大臣の専門技術的裁量』は認められるが、規制法の趣旨に従い、あくまで安全確保の見地から、科学的かつ合理的に行うものでなければならない。したがって、この主務大臣に認められた専門技術的裁量は、非科学的であってはならず、かつまた、安全性にかかわらない政策的要素を考慮する余地がない。すなわち、専門技術的裁量といえども科学的・合理的見地からの制約に服する」ことを強調している。

日本における原子力政策の大前提として、核燃料サイクル政策が、福島事故後も、堅持されている。その核となるのが、MOX燃料を使い、消費した量以上の燃料を生み出すことのできる高速増殖炉の実用化であり、「もんじゅ」はその原型炉である。1995（平成7）年12月8日にナトリウム漏えい発火事故を起こした後、運転再開のための本体工事が2007年に完了した。2010年5月6日に再開したが、2010年8月の炉内中継装置（3.3t）の落下事故により再び稼働ができなくなり、現在に至るまで運転を中断したままである。

核燃料サイクルに一番熱心であったフランスでも、高速増殖炉スーパーフェニックスは事故の連続で、1996年にはその開発中止を宣言し、1998年に閉鎖された。すなわち、高速増殖炉の工業的発展は現時点では無理である。にもかかわらず、立法レベルでも、行政レベルでも、日本の核燃料サイクル政策が見直されることはなかった²⁷⁾

ナトリウム漏えい事故が起こり、その後の再開に向けた工事においても次々

26) 高木光「判批」民商法雑誌133巻4・5号（2006年）811頁，山下竜一・ジュリストNo. 1313（2006年）41頁，藤原淳一郎・判例時報1934号（2006年）184頁。

27) もんじゅ事故を契機としての、核燃料サイクルおよび原子力政策に関する論考として、保木本一郎『核と遺伝子技術の法的統制』（日本評論社，2001年）。

ほかに、神田啓治・中込良廣編『原子力政策学』（京都大学学術出版会，2009年），卯辰昇『現代原子力法の展開と法理論 [第2版]』（日本評論社，2012年）参照。

と不具合が見つかり、「新知見（設置許可後に得られた、現在の科学的水準）に照らすと、安全審査には、看過し難い過誤・欠落があり」、その再稼働は、社会的にも、技術的にも、難しいことが明白であった時期に下されたのが、もんじゅ第二次訴訟控訴審判決および上告審判決であった。

高速増殖炉という技術は、近未来も含めた現段階においては、不完全な技術にすぎない。『革新的環境・エネルギー戦略』（国家戦略室；2012年9月14日）において「研究終了」が明記されているように²⁸⁾ 結局、工学的に「失敗の技術」であったろうと思われる。その高速増殖炉につき、「工学的割切りとして『炉心溶融は起こりえない事象』であり、技術的に考える必要がない」²⁹⁾ という前提を、専門家の集団である原子力安全委員会が採り、その判断を司法は尊重するシステムを採ってきた。

「専門技術的裁量」の行使は、実質的には原子力安全委員会に委ねられており、しかも、その安全審査基準は法規ではない。同委員会は「原子力推進」という国策のもとに内閣府に設置された委員会であり、同委員会の審査基準は、工学の世界の常識である「相対的安全性」の考え方に基づく。そうすると、高木の指摘するように³⁰⁾ 「技術的には起こるとは考えられない」というカテゴリー自体を、司法は否定することはできないことになる。原発訴訟の実体審理における裁量基準の具体化は難しく、原発設置許可処分に対する行政訴訟における司法的統制には限界があることになる。

28) 「『もんじゅ』については、国際的な協力の下で、高速増殖炉開発の成果の取りまとめ、廃棄物の減容および有害度の低減等を目指した研究を行うこととし、このための年限を区切った研究計画を策定、実行し、成果を確認の上、研究を終了する。」と記載されている。

29) 控訴審と上告審で争点となった、安全審査事項の裁量的選択として、以下の三点がある。
①ナトリウム漏えい事故防止策に係る安全審査の合理性、②蒸気発生器伝熱管破損事故防止策に係る安全審査の合理性、③炉心崩壊事故防止策に係る安全審査の合理性。なお③の炉心崩壊は、チェルノブイリ原発事故の際に発生したが、福島事故の炉心溶融とは異なる破局的事故である。

30) 「看過し難い過誤・欠落」を限定的に捉える発想をとれば、安全審査に多少の問題があっても、全体としては一応「合理的」であるとして、処分は適法とされる可能性は高くなる。高木・前掲注13)「裁量統制と無効（下）」37頁、同・前掲注26)822頁。

(3) 志賀原発訴訟と浜岡原発訴訟－原発の耐震安全性確保

原発訴訟の中で原告勝訴となったもう一つの判決は、志賀原発運転差止訴訟（金沢地裁 2006（平成 18）年 3 月 24 日判決・判例時報 1930 号 25 頁）³¹⁾（北陸電力を被告とする民事訴訟、判決書は 179 頁に及ぶ）³²⁾である。

上述したように、行政訴訟では、設置許可が法令の基準に適合しているかどうか争点になる。しかし、原発のもたらす危険性は、原発の存在によって生ずるもので、許可によって初めて発生したものではないから、その許可を取消さなくても民事訴訟によって争える。事後の違法を含めてトータルに争える民事訴訟の方が、違法が認められやすいともいえる。

志賀原発訴訟で争われた耐震設計の合理性については、原子力安全委員会が旧指針の見直し作業を加速させ、本判決の半年後の 2006（平成 18）年 9 月 19 日に新指針が策定された。すなわち、旧指針の陳腐化が最大化した時期に言い渡された判決である。

当該訴訟は、原子力発電所に増設された 2 号機の原子炉が運転されれば、平常運転時または地震等の異常事象時に環境中に放出される放射線および放射性物質によって被曝することにより自己の生命・身体等に重大な被害を受けるとして、人格権または環境権に基づき、周辺住民³³⁾が、北陸電力を被告として、

31) 判例評釈として、須加憲子・法学セミナー No. 619（2006 年）46 頁、浜島裕美・環境法判例百選 [第 2 版]（2011 年）212 頁。なお、上告は棄却されている（2010（平成 22）年 10 月 28 日決定）。

32) 本判決を言い渡した当時の井戸謙一裁判長は、インタビュー「司法と原発」2011 年 6 月 2 日付朝日新聞、井戸謙一「志賀原発二号機訴訟判決とフクシマ後の司法の責任」世界 2012 年 6 月号 188 頁以下において、「裁判所が過去の原発訴訟において原告らの請求をことごとく退けてきた大きな要因は、裁判所が、行政およびその背後にいる専門家たちの判断を尊重してきたことにあった」と述べている。

33) 判決文によると、原告らは、その大部分が石川県および富山県に居住する者であるが、それ以外の都府県に居住する者として、福島県 1 名、新潟県 4 名、東京都 2 名、神奈川県 1 名、静岡県 2 名、岐阜県 1 名、愛知県 1 名、滋賀県 1 名、奈良県 1 名、大阪府 1 名、兵庫県 1 名、岡山県 1 名、広島県 1 名、熊本県 1 名が記載されている。17 都府県にまたがっており、志賀原発から熊本県まで 700 km に及ぶが、「最悪の事故が生じた想定した場合は、許容限度である 1 ミリシーベルトをはるかに超える被曝の恐れがあるから、全ての原告において、上記具体的危険性が認められる」と、全員に原告適格を認めた。

その運転差止を求めたものである。

原告側主張のうち、「環境権」は認められなかったが³⁴⁾「原子炉の運転により、原告らの生命・身体および健康が侵害される具体的な危険があり、その侵害が受忍限度を超えて違法である場合には、人格権に対する侵害を予防するため、その運転の差止を求めることができるという限度で採用できる」と判示された。

また、当該訴訟においては、被告・北陸電力が、行政庁による許可を得ていることを安全性立証の要として主張したため、国の行っている原発の耐震設計の適否が重大な争点となった（当時の旧指針は、1981年7月20日に原子力安全委員会が定めたもの）。原発の耐震設計が不十分な場合、地震時に原子炉の複数箇所が同時に破壊される危険性があるからである。

判決では、「活断層が見つからなかったからといって、M6.5を超える地震の震源断層が存在しないとまで断ずる合理的な根拠があるとは認め難い。さらに、石川県がわが国の他の都道府県と比較して、地震の数が少ないことは公知の事実であっても、将来の大地震の発生の可能性を過小評価することはできない」とした。すなわち、結論として、耐震性の問題について、北陸電力による地震の想定が過小にすぎるとして、伊方最判の立てた違法性判断基準の一つである「審査基準が不合理となっている場合」に位置付けて、差止判決を導いている。

しかし、名古屋高裁金沢支部2009（平成21）年3月18日控訴審判決（判決書は290頁に及ぶ）では、新耐震設計に基づいて補強をしたので安全であるとして、運転中止を命じた原判決を取消す判断を下した。

その後の注目すべき判決に、浜岡原発訴訟がある。というのは、M6.9を記録した新潟県中越沖地震（2007年7月16日）により、柏崎刈羽原発7基すべてが自動停止し、使用済み核燃料プール水があふれ出し、放射性物質の漏えい

34) 大規模施設の設置・操業を争う訴訟において、環境権が環境汚染行為の差止の根拠として主張されているが、判例はほぼ一貫して環境権を具体的権利とは認めず、差止の根拠としては、人格権を援用している。戸波江二「『環境権』は不要か」『先端技術と人権』（信山社、2005年）372頁。

事故が発生、さらには、2001年から始まった耐震設計審査指針の見直し作業の結果、新耐震指針が策定された（2006年9月）後の判決であったためである。

そもそも、浜岡原発は、福島事故後の2011年5月7日に、当時の菅首相が5基全部の停止を要請した（法的根拠のない行政指導）ことから分かるように、浜岡原発サイトとその周辺はプレートの境界が陸域に入り込み、原発敷地直下でM8を超える東海地震が発生する可能性が高いとされている危険な位置に立地している。

二回にわたる現場検証が行われ、科学者・技術者が法廷に立ち、地震による原発の安全性についての科学論争が行われた³⁵⁾ 静岡地裁判決（2007（平成19）年10月26日）の判決書は257頁にわたる膨大なものであるが、原告全面敗訴であり、判決3カ月前の新潟県中越沖地震についての言及は一切ない。結局、地震による原発事故の危険性の増大や新耐震指針の見直しは、司法判断には影響を与えなかったことになる³⁶⁾

3. 公益団体訴訟における客観的違法性

(1) 原発訴訟の限界—相対的安全性と客観訴訟としての側面

2において、原発訴訟に関する一般論としての判例の枠組みとなった「伊方原発訴訟」および「もんじゅ第二次訴訟」、耐震設計や活断層の見直しが焦眉の問題となった後の係争である「志賀原発訴訟」および「浜岡原発訴訟」を検討した。

伊方最判の示す枠組みは、基本的に専門技術的裁量を認めるものである。その専門家集団である原子力安全委員会の審査過程は、工学的常識であるところの「相対的安全性」に依拠するものであり、炉心溶融（メルトダウン）の可能

35) 被告・中部電力側証人として出廷した班目春樹氏（2010年4月から原子力安全委員長）は、「非常用ディーゼル発電機2機が同時に動かないという事態は想定しないのか」との質問に対し、「想定していない。それは一つの割り切りである」と答えている。海渡・前掲注5）74頁。

36) 2008年3月10日に原告側は、東京高裁に控訴し、現在係争中である。

性は、設計基準事象として取入れる必要はないという「工学的割切り」に基づくものである。

しかし、この「相対的安全性」は、2(1)②で述べたように、「わが国の社会がどの程度の危険性であれば容認するか」を考慮したうえでの、「社会的な許容限度」というメルクマールの範囲内での判断基準となる。

それぞれの原発訴訟で判示されたように、「原子力発電所のような先端の科学技術を利用した設備や装置は、常に事故の危険を孕んでおり、その可能性を零にすることは不可能であるが、その設備や装置を設置して利用することについて社会的合意が形成され、かつ設置者が、想定される事故およびこれによって予想される被害を回避するために、その被害の内容や規模に照らして相当と評価し得る対策を講じたのであれば、それでもなお残存する危険については、社会的に許容されていて違法性がないとみる余地があると解せられる」という「相対的安全性」という割切った基準が、「社会的な許容限度」であった。

志賀原発訴訟で、原告側が想定すべきと主張した地震の規模はM7.3であった。2011年3月11日の東日本大震災はM9.0であった。福島事故では、複数の原子炉における炉心溶融³⁷⁾が現実のものとなり、その被害は未だに進行形である。地震と共存せざるをえないわが国の社会的な許容限度は、これら原発訴訟の判決時と同じであろうか。さらには、2004(平成16)年に行訴法が改正され、義務付訴訟の類型が認められるようになった現在、その社会的基準の「審査密度を厳格にする」ことにより、これまでの行政判断を尊重する消極的な姿勢から変えることは可能であろうか³⁸⁾

伊方訴訟をはじめとした原発訴訟で示された「社会的な許容限度」は、福島原発事故後、間違いなく厳しくなっている。政権交代により不確実となったが、『革新的環境・エネルギー戦略』(国家戦略室；2012年9月14日)においては、第一の柱として、「原発に依存しない社会の一日も早い実現」が掲げられ、「2030

37) 志賀原発訴訟一審判決では、「安全審査指針は、単一故障指針(単一の事象に対して一つの機器が所定の安全上の機能を失うことを想定)のみで、複数の機器が同時に故障することは想定しなくてよいとされていたことに対する危険性」も指摘されていた。

年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入する」方針が示されている。同戦略の策定前に実施された「今後のエネルギー・環境に関する選択肢」に対するパブリックコメントにおいても、原子力に対する「社会的許容性」が厳しくなってきたことが見受けられる。

一方で、厳格化された新たな安全基準（原子力規制委員会；2013年7月頃実施予定）は既存の原発も対象であり、基準に適合させないと原発は再稼働できない。では、最新の耐震基準に適合しない原発の停止命令は可能であろうか³⁹⁾ 換言すれば、2013年4月現在、大飯原発3、4号機を除いて全機が冷温停止状態となっている原発の再稼働につき、司法は何らかの判断ができるのだろうか。

司法権の限界から考察すると、審査密度の厳格化には限界があると思われる⁴⁰⁾ それでは、結果として、原発事故を防ぐことができなかつた安全審査基準を尊重し続けてきたこれまでの原発訴訟は、無意味だったのか。

さらには、福島事故後に提訴されている多くの原発訴訟の意義をどこに求めるべきか。それは、原発訴訟における客観的違法性追求訴訟としての側面にあるのではないか。そのためには、団体に当事者適格を認める方が提訴が容易に

38) 3・11東日本大震災以降の地震と原子力をめぐる法律論文特集として、以下を参照。法律時報83巻5号(2011年)「緊急特集 東日本大震災への緊急提言」、法律時報84巻6号(2012年)「特集 大規模災害と市民生活の復興」、法律時報85巻3号(2013年)「シンポジウム 大規模災害をめぐる法制度の課題」、法学セミナーNo.682(2011年)「3・11大震災の公法学 Part.1」、法学セミナーNo.683(2011年)「3・11大震災の公法学 Part.2」、法学教室No.372「特集 法学学にできること 東日本大震災を契機に考える」、ジュリストNo.1427(2011年)「特集 東日本大震災」、ジュリストNo.1433(2011年)「原子力損害賠償法制の現状と課題」。

39) この論点につき、阿部泰隆「原発事故から発生した法律問題の諸相」自治研究87巻8号(2011年)3頁、同「大震災・原発危機：緊急提言」法律時報83巻5号(2011年)70頁。

40) 前掲注32) 志賀原発訴訟・金沢地裁判決時の井戸裁判長は、「いくら世論と乖離していても、少数派の言い分にすぎなくても、主張に合理性があると思つたら認めなければならない」と述べている。すなわち、福島事故という過酷事故が起きるまでは、原発推進という国策を受けて、原発立地に対する反対派主張は少数意見であり、炉心溶融は起こり得ないというのが「社会的な許容限度」であつたと推測される。

なるのではないか、裁判所の負担軽減にもつながるのではないか、という側面に焦点を当てて検討する。

(2) 環境団体訴訟における公益性

① 原発訴訟における原告適格

上記・志賀原発訴訟一審の原告の所在地は17都府県にまたがり、最も遠隔地に居住する原告は、志賀原発から700 km離れた熊本県在住者であった。その原告適格を認める理由として、「原発の事故によって年間1ミリシーベルトを超えて被曝する具体的危険がある場合には差止めを求めることができる」との一般的基準を立てた。

この基準を今回の福島事故後、近藤駿介原子力委員長が作成した「不測事態シナリオの素描」(2011年3月25日)⁴¹⁾に当てはめて比較する。同シナリオでは、「他の号機のプールにおいても燃料破損に続いて…大量の放射性物質の放出が始まる」最悪の結果として、強制移転を求めるべき地域が170 km以遠に生じる可能性や、年間線量が自然放射線レベルを大幅に超えることをもって移転希望を認めるべき地域が、250 km以遠に達する可能性にも言及している。しかし、700 kmの隔地への具体的危険性には言及していない。

行訴法9条1項の原告適格に関する、これまでの厳格すぎる判例の立場を鑑みても、2004(平成16)年改正により9条2項を追加することによって、実体判断を回避してきた裁判所の消極姿勢に変更を迫る立法者の趣旨を鑑みても、さらには、原子炉等規制法の保護法益に関するこれまでの解釈から鑑みても、700 kmの遠隔地の居住者にまで原告適格があるとは思えない。

原告適格の問題は、日本のみではなく、多くの国で環境訴訟の障害となってきた。それでも、環境保護のための公益訴訟として、アメリカでは個々の市民に広く原告適格を認める市民訴訟が活用され、ドイツやフランスではそのような手段として団体訴訟制度が導入されている。イギリスでは、司法審査請求制

41) 民間事故調報告書・前掲注1) 巻末資料。

度の枠内で、集団的な利益の侵害について争うことが可能だと理解されている。以下、概観する。

② 欧米における環境団体訴訟の状況

国連欧州経済委員会（UNECE）において環境分野への市民参加条約であるオーフス条約（The Aarhus Convention）が採択されたのは1998年のことである。同条約において、環境権を実効的なものとするため、一定の市民や一定の環境NGOに対し、①環境情報へのアクセス、②環境に関する政策決定への参加権と併せて、①および②が適切に実行されない場合等における、③司法へのアクセス権が付与された（9条）。2001年に発効して以来、EU、中央アジア各国を含め、45の国と地域が加盟している（日本は未締結）⁴²⁾

オーフス条約の目的のうち、③の司法へのアクセス権が、「環境公益訴訟」（Environmental Public Interest Litigation）と関連してくる。環境公益訴訟とは、環境利益を守るため、自己の法的利益を侵害されたか否かにかかわらず、行政・企業等に対し、違法な行為の差止め・是正・環境損害の回復等を求める訴訟をいう⁴³⁾

日本においては、主観訴訟と客観訴訟が厳格に区別されてきたが、国際的にみると、原告適格を基礎づける権利利益として環境権や環境利益を認める国が増えており、主観訴訟か客観訴訟かという枠組みで環境訴訟の性質を論じる必要性自体が薄れている。

まず、イギリスでは、私人や団体が環境のような集団的な利益の侵害について争う場合でも、原告自身の利益について争う場合と同様に、司法審査請求制

42) 大久保規子「欧州における環境行政訴訟の展開」『行政法学の未来に向けて 阿部泰隆先生古稀記念』（有斐閣、2012年）459頁以下、同「オーフス条約と環境公益訴訟」『公害・環境紛争処理の変容』（商事法務、2012年）133頁以下。

オーフス条約の詳細は以下、参照。Marc Pallemarts, *The Aarhus Convention at Ten: Interactions and Tensions between Conventional International Law and EU Environmental Law*, Europa Law Publishing, 2011.

43) 大久保規子「環境公益訴訟と行政訴訟の原告適格－EUにおける展開－」阪大法学58巻3・4号（2008年）659頁。

度 (Claims for Judicial Review) が用いられている。そのなかで、裁判所は、原告適格を検討し、その範囲を拡大して解釈することによって、このような訴訟を提起することができるかどうかを判断している。このような集団的な利益の侵害について争うための訴訟が「公益訴訟」(Public Interest Litigation)であり、「大衆全般、あるいは大衆の広範囲に対して影響を与えるであろう深刻な問題を提起した訴訟」「訴訟当事者個人の権利利益以上のものについて争う訴訟」と定義されている⁴⁴⁾

イギリスの司法審査請求で争える範囲は広い⁴⁵⁾司法審査 (Judicial Review) は、コモン・ロー上のものであり、裁判所の内在的管轄に基づくものである。実際の利用は、1981年に法律化された最高法院法 (Supreme Court Act) 31条に基づく。イギリスの司法審査請求制度は行政訴訟制度として捉えられ、公的な機関を相手にした訴訟である。機関訴訟のような客観訴訟が設けられていないイギリスでは、司法審査請求が利用されている。

最高法院法 31条において、原告適格は「十分な利益 (sufficient interest) を有するもの」と定めている。原告適格には、個別的原告適格とともに、団体を念頭とした「代表的原告適格」(representative standing)がある。うち、「公益的原告適格」(public interest standing)として、特定の個人に具体的不利益が存在しているわけではないにもかかわらず、公益を代表して訴訟を提起することが認められる。実際、環境保護団体であるグリーンピースが、大西洋の希少海洋生物に対して悪影響があるとして訴訟提起した事件、また、核燃料再処理工場であるソープの稼働を争った事件においても、原告適格が認められた⁴⁶⁾

一方、ドイツでは、行政裁判所法 42条 2項により、自己の権利侵害を主張

44) しかし、「何が公益であり、何が公益でないかということについてはコンセンサスが存在しない」と指摘されており、「公益」について明確な定義付けをすることができないのが現状である。林晃大「イギリスにおける公益訴訟」法と政治 58巻 2号 (2007年) 347頁。

45) 榊原秀訓「行政訴訟に関する外国法制調査－イギリス (上) (下)」ジュリスト No. 1244 (2003年) 238頁以下、No. 1245 (2003年) 168頁以下参照。ただし、イギリスでは原告適格を広く認めているが、訴訟費用が極めて高く、訴訟提起を躊躇させる主要な要因の一つとなっている。

する者にのみ、行政訴訟の原告適格が認められている。自己の権利侵害の有無に関わりなく、環境分野において公益的団体訴訟が認められるのは、特別法が導入されている分野のみである⁴⁷⁾具体的には、自然保護の分野に限って、公益的団体訴訟が導入された（2002年の連邦自然保護法29条）⁴⁸⁾

ドイツは環境情報にかかるEC指令（2003年）の国内法化およびオーフス条約の批准（2007年）にあたり、「環境・法的救済法」を制定し、環境団体訴訟制度を強化する立法的手当てをしてきたが⁴⁹⁾それでも環境訴訟の司法アクセスに関してはEUのなかで、最もその保障が弱い国の一つと評価されている。

というのは、「環境・法的救済法」は、個人の権利を根拠付ける法規について違反があった場合のみ環境団体訴訟を認めるという特異な仕組みを採用しているからである。この点につき、リューネン石炭火力発電所建設をめぐる団体訴訟において、先行判決を求められた欧州司法裁判所が、「環境団体に対し、このような主張制限をすることはアセス指令に反し、ドイツの適格団体は、直接アセス指令に基づいて、関連法規違反を主張できる」との画期的な判決を下

46) 前者は、大臣の作成した石油採掘計画が、野生生物の保護に関するEU指令を考慮していないため、大西洋に生息するクジラやサンゴ礁に悪影響を与えているとして、グリーンピースが司法審査を請求し、原告適格が認められた事例である。林・前掲注44) 347頁。

後者は、グリーンピースの40万人の支持者のうち、2,500人がソープ近隣に居住し、グリーンピースが多くの国際組織で諮問を受ける地位をもち、環境に純粋な関心と十分な情報量をもって訴訟が提起できる専門性を持つ団体であって、他の者が訴訟を提起することが困難であろう訴訟を提起する能力をもつこと等を理由として原告適格を認めた。*R. v. Her Majesty's Inspectorate of Pollution, ex p. Greenpeace (1994)* 4 All E. R. 321, 榎原・前掲注45) No. 1245, 170頁。

47) ドイツの原告適格の判断基準（保護規範）は、一般論として日本と同じであり、他のヨーロッパ諸国に比べて狭隘なことが際立つ結果になっている。行政法が個別の利益を保護することを厳格に要求する従来の保護規範説は、個別の利益侵害が生ずるより前の状態を保全するように重心が移行している状況に適合しなくなっている。山本隆司「行政訴訟に関する外国法制調査－ドイツ（下）」ジュリストNo. 1239（2003年）112頁。

48) 大久保規子「ドイツ環境法における団体訴訟」『塩野宏先生古稀記念 行政法の発展と変革（下巻）』（有斐閣、2001年）40頁、小澤久仁男「ドイツ連邦自然保護法上の団体訴訟－自然保護団体の協働権からの分析－」法学研究39号（2009年）51頁。

49) 大久保規子「ドイツにおける環境・法的救済法の成立（一）（二）」阪大法学57巻2号（2007年）203頁、58巻2号（2008年）279頁。欧州司法裁判所は、公益保護規定違反の主張が可能な団体訴訟制度をドイツに要請した。

した（2011年5月12日）ことから窺える⁵⁰⁾このようにドイツでは、権利侵害を要件とし、しかも権利侵害の概念を比較的厳格に解釈してきた。

フランスの環境分野においても同様に、特別法により環境団体訴訟が認められた（1976年）⁵¹⁾2000年には環境法典が整備され、第2章に環境団体訴権についての規定が置かれ、消費者団体とほぼ同様の権利が認められている。これはオース条約の規定する環境団体訴権とは別に、フランス独自の制度として、損害賠償請求権の分野において認められたものである⁵²⁾環境法典に規定された環境団体訴権（損害賠償請求権）は、刑事訴訟法における「私訴権」（Action Civile）の一種である⁵³⁾

20世紀前半においては、団体私訴権が職業団体に対してのみ認められていたが、消費者保護等一定の分野において付与され、環境保護団体に対しても私訴権を行使する原告適格が付与されるに至った。すなわち、革命後、いかなる結社も禁止するという徹底した個人主義を掲げていたフランスにおいて、1901年にアソシエーション法が制定された。以来、非営利社団・組合等について、集団的利益が極めて柔軟に認められている⁵⁴⁾

このようにフランスでは、司法裁判所における団体訴訟とともに、行政裁判

50) 大久保規子「環境アセスメント指令と環境団体訴訟－リユーネン石炭火力訴訟判決の意義」甲南法学 51 巻 4 号（2011 年）65 頁以下。

51) 1976 年 7 月 10 日法により、環境団体の認可制度の新設と認可団体に対する私訴権の承認が行われた。山本和彦「環境団体訴訟の可能性－フランス法の議論を手がかりとして－」『企業紛争と民事手続法理論 福永有利先生古稀記念』（商事法務、2005 年）185 頁。

52) 伊藤浩「フランスの環境団体訴権」愛媛法学会雑誌 32 巻 3・4 合併号（2006 年）131 頁。フランスの環境団体訴権は、民事訴訟の場合のみ差止請求が認められるが、それ以外は損害賠償請求訴訟である。

53) 橋本政樹・本田達郎「フランスの環境団体訴権について」ちょうせい 63 号（2010 年）4 頁以下は、「フランスの団体訴訟の実質的役割は、法令違反行為について検察官の起訴を促すために用いられている」との見解を、訪仏調査に基づき、報告している。

54) 橋本博之「行政訴訟に関する外国法制調査－フランス（上）」ジュリスト No. 1236（2002 年）91、92 頁以下は、わが国の原告適格に対する従来の判例である「主婦連ジュース事件」（最判 1989（平成元）年 3 月 14 日）、「もんじゅ訴訟」（最判 1992（平成 4）年 9 月 22 日）における原告適格は、フランスでも認められると推察し、原告側が非営利社団を結成すれば、原告適格が認められる可能性が拡大する、と述べている。

所においても、いかなる団体についても集団的利益の認定を行ってきた。個人利益と一般利益という二元的構造から、その中間的存在としての種々の集団的利益を含めた三層構造へと転換している⁵⁵⁾

団体は、司法裁判所においては損害を受けた個人とともに、集団利益の侵害を主張して民事訴訟または私訴を提起し、また、行政訴訟においても個別的行政行為に対して集団利益の侵害に基づき「越権訴訟」を提起できる⁵⁶⁾ よって団体は、個々人の共通の利害にも関わる集団利益につき、各人の有する法的手段よりも効率的な擁護を行うことができる。

以上のような利益概念および社会構造の変化は、フランス固有の問題ではなく、ある程度社会一般に共通する傾向といえよう。

アメリカでは、環境を保護するために個々の市民に広く原告適格を認める市民訴訟 (citizen's suit) が活用されている⁵⁷⁾ 市民訴訟は、特定の私人・私企業・統治団体などが環境法規に違反する行為を繰り返している場合に、市民がそれらの違法行為を是正するために提起する特別の形式の訴訟であり、「何人」(any person) に対しても訴えの提起を認めるが⁵⁸⁾ 原告となりうるには、憲法上の要請である「事実上の損害 (injury in fact)」の疎明が必要である⁵⁹⁾

55) 杉原丈史「フランスにおける集団利益擁護のための団体訴訟」早稲田法学 72 卷 2 号 (1997 年) 174 頁、大塚直「公害・環境分野での民事差止訴訟と団体訴訟」『加藤一郎先生追悼論文集 変動する日本社会と法』(有斐閣, 2011 年) 645 頁。

56) 取消訴訟は実際上はそのほとんどが越権訴訟であり、越権訴訟は、行政行為の適法性の原則に従って、あらゆる一方的行政決定について認められる一般法上の訴訟である。伊藤・前掲注 52) 120 頁。

57) アメリカ環境訴訟における司法審査の時期に関する理論および訴訟対象性につき、越智敏裕『アメリカ行政訴訟の対象』(弘文堂, 2008 年)。

58) 「何人」に対しても出訴の機会を認めた個々の法律の市民訴訟条項に対して、従来の「利益の圏内テスト」がどのように適用されるかが問題となる。畠山武道『アメリカの環境訴訟』(北海道大学出版会, 2008 年) 176 頁以下, 271 頁以下, 中川丈久「行政訴訟に関する外国法制調査-アメリカ(下)-2」ジュリスト No. 1243 (2003 年) 104 頁。

59) アメリカでは、レクリエーションの利益や美観上の利益も「実際の損失」として認められる。曾和俊文『行政法執行システムの法理論』(有斐閣, 2011 年) 19 頁、畠山武道「合衆国自然保護訴訟における『事実上の損害』」『公法学の法と政策(下) 金子宏先生古稀記念』(有斐閣, 2000 年) 499 頁。

アメリカ環境法には、ほぼもれなく市民訴訟条項が導入されている（市民訴訟が連邦環境法（Clean Air Act；清浄大気法）に最初に導入されたのは1970年）。市民訴訟には、①私企業・自治体等が義務を履行しない場合に、市民が違法行為者を被告として、法令等の遵守や義務の履行を求めて出訴するタイプと、②行政機関が違法行為を是正する措置をとらずに放置している場合に、一定の措置をとることを求めて出訴するタイプがある。市民訴訟原告は、個人原告と市民原告（すべての市民・住民に原告適格を認める）の中間に位置するものであり⁶⁰⁾、二つのタイプのうち後者②は、わが国の2004年改正行訴法による義務付訴訟に類似するが、自己の権利利益の救済を求める訴訟ではないところに特色がある。

このような市民訴訟条項のねらいは、一般市民が法令等の遵守を求めて出訴し、それによって当該法律の法目的（公益）を適切に実現することであり、特定のタイプの訴訟原因事実についてのみ、広く「何人」にも出訴の機会を与えるものである。したがって、「環境訴訟や自然保護訴訟の原告適格を一般的に拡大するものではない」とされている⁶¹⁾というのは、市民訴訟条項は、「環境の10年」と呼ばれた1970年代に導入された環境法規を執行するEPA（連邦環境保護庁）の体制が不十分であったため、法執行に対する市民参加の道を開くためのものであった。したがって、市民訴訟の提起は、EPAや州政府機関が法執行のための行為をしない場合にのみ認められる。

(3) わが国の環境団体訴訟における原告適格—集団的利益に対する判例の立場および学説

フランスやドイツにおいては環境団体訴訟が認められ、多くのアメリカ環境法規においては市民訴訟が認められている。イギリスには公益訴訟がある。個人ではなく、何らかの形での団体による訴訟提起が認められ、その適格要件の当否が議論されているが、日本においては、環境団体への当事者適格自体が認

60) 畠山武道「総括・総論」『公害・環境紛争処理の変容』（商事法務、2012年）4頁。

61) 畠山・前掲注58）272頁。

められていない。日本の訴訟法体系は、私益と公益の二分論に基づいて構築されており、集团的利益という概念に対して有効な活躍の場を与えることが困難であった。

まず、判例では、地域住民が地域の代表として操業差止を求めた「豊前火力発電所事件」（最判 1985（昭和 60）年 12 月 20 日；判例時報 1181 号 77 頁）において、「住民団体は、当事者適格を有しない」という立場を採っている。当該判例に対して、学説はほぼ一貫して、環境団体訴訟の必要性を訴えてきたが、立法的対応は未だに採られていない⁶²⁾

日本における環境団体訴訟に関し、ドイツにおける環境保護と団体訴訟の紹介、および、アメリカにおける当事者適格理論との比較法的研究を通じて、「紛争管理権」を提唱したのは、伊藤眞である⁶³⁾ 従来、団体訴訟の可能性は民事訴訟の文脈で論じられてきたが⁶⁴⁾ 伊藤は、団体訴訟を認める理論的構成として、行政法（抗告訴訟）も視野に入れた「紛争管理権」を提唱した（1978 年）。

紛争管理権という概念は、紛争主体と訴訟担当者との関係についての理解を前提に、集团的紛争を念頭においた、当事者適格に関する訴訟要件の一般理論である。すなわち、環境利益等多数者によって共同で享受される利益が訴訟上

62) 「行政訴訟検討会最終まとめ－検討の経過と結果－」2004 年 10 月 29 日資料 11 において、団体訴訟を取り上げているが、立法化は見送られた。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/gyouseisousyou/dai31/31sankou11.pdf>

一方、日弁連は、2010 年 11 月に「行政事件訴訟法 5 年後見直しに関する改正案骨子」をとりまとめ、団体訴訟制度の導入を提案していたが、2012 年 6 月 15 日、環境・文化財保護分野について、「環境団体訴訟法案」（略称）を条文として具体化した。適格消費者団体に差止請求権を付与する「消費者契約法」（2006 年改正）と同様に、適格団体に、差止・撤廃・原状回復請求の実体権を付与するものである。

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120615_3.pdf

63) 伊藤眞『民事訴訟の当事者』（弘文堂、1978 年；オンデマンド版 2004 年）90 頁、同「ドイツ連邦共和国における環境保護と団体訴訟（一）（二・完）」民商法雑誌 83 巻 2 号（1980 年）189 頁、83 巻 3 号（1980 年）367 頁、同「米国における当事者適格理論発展の一側面（一）（二・完）」民商法雑誌 81 巻 6 号（1980 年）753 頁、82 巻 1 号（1980 年）1 頁。

64) ドイツ法では、団体訴訟を私法的・経済的領域では認めていたが、連邦自然保護法（2002 年）成立まで、行政訴訟では認められておらず、環境保護団体は裁判手続では排除されていた。マンフレート・ヴォルフ「ドイツ連邦共和国における団体訴訟の理論と実際（一）」民商法雑誌 80 巻 3 号（1979 年）24 頁。

主張される場合に、訴訟提起前に重要な解決行動を行った者を紛争管理者として、当事者適格を認める考えである。訴訟物たる権利について個別的授權がなされたかどうかと関わりなく認めるものであり、アメリカのクラス・アクションやドイツの団体訴訟の考え方と共通するものである⁶⁵⁾

しかし、「豊前火力発電所事件」⁶⁶⁾においては、一定の地域の代表として、環境権に基づき、火力発電所の操業差止の訴えを提起した、漁業者でも農業者でもない7人の地域住民には、当事者適格が認められなかった。原告らは、訴訟追行権を有する「法定訴訟担当」にも、授權によって訴訟追行権を取得する「任意的訴訟担当」にも該当しないので、地域住民の代表として、本件差止等請求訴訟を進行しうる資格に欠ける。すなわち、帰属主体からの授權により訴訟追行権を取得するなど任意的訴訟担当の要件を具備していない以上、伝統的な当事者適格の考え方に従うと、原告適格は有しないと判示した。

当該最判では、講学上の「紛争管理権」について言及しながらも、「法律上の規定ないし当事者からの授權なくして第三者が訴訟追行権を取得する根拠に乏しく、採用の限りではない」とし、このような当事者適格を認めるには立法が必要との立場を採っている。

この判示を受け、伊藤は、紛争管理権の概念を修正している⁶⁷⁾。抗告訴訟については、原告適格の基準として紛争管理権の概念を維持し、紛争解決行動の内容として、訴訟前の行政手続への参加等を考慮すればよいとする（すなわち、法定訴訟担当の構成を維持している）。これに対し、民事差止訴訟については、

65) 伊藤眞『民事訴訟法〔第4版〕』（有斐閣、2011年）189頁。

66) 判例評釈として、伊藤眞・環境法判例百選〔第2版〕（2011年）22頁、加藤和夫・ジュリスト No. 859（1986年）124頁（調査官解説）、原強・上智法学論集 30巻1号（1987年）289頁、福永有利・ジュリスト No. 887（1987年）116頁、井上治典・民商法雑誌 95巻2号（1986年）116頁、上村明広・判例時報 1201号（1986年）194頁、小林秀之・法学セミナー 384号（1986年）128頁。

67) 伊藤眞「紛争管理権再論－環境訴訟への受容を目指して－」『紛争処理と正義 竜寄喜助先生還暦記念』（有斐閣、1988年）203頁。なお、任意的訴訟担当の明文化への立案過程および裁判例の動向について、同「任意的訴訟担当概念をめぐる解釈と立法」『民事訴訟法の史的展開 鈴木正裕先生古稀祝賀』（有斐閣、2002年）89頁。

紛争管理権発生の根拠としていた、訴訟提起前の紛争解決過程への関与などを「任意的訴訟担当」の要件として再構成し、環境保護団体などは、訴訟担当者として差止請求訴訟の当事者適格を取得しうるとした。要は、その団体の規約などで地域住民から環境保全について包括的な授権を受けていることを条件として、本来の権利帰属主体たる住民に代わって、差止訴訟を進行する当事者適格を有するとする⁶⁸⁾

このように、集团的利益に依拠し、環境団体に原告適格を認める場合、問題となるのが、その判決効である。紛争管理権に基づいて当事者適格を取得した者に対して下された判決は、同様の請求を有する者に、有利にも、不利にも、及ぶことになる。すなわち、判決効が及び、独自の訴訟追行権を喪失するものとし、当事者適格を拡大することにより生じるおそれのある被告側の「二重応訴の負担」その他の弊害に対処する理論構成をとっている。

しかしながら、彼らは、自らが当事者として訴訟追行しなかった訴訟における判決に拘束されることになる。訴訟係属を知っていただけで正当化されるものではなく、手続的保障に欠けるともいえる。この点につき、伊藤は、「差止請求権が本来誰に帰属し、紛争管理権者にそれを行使する資格が認められるかどうかを検討する必要がある、この問題について一応の解決が与えられれば、判決効拡張の問題にも解決の方向が見いだせる」としている⁶⁹⁾

団体訴訟に関するその後の学説として、谷口安平の提唱する「本質的集団訴訟論」、福永有利の提唱する「集団利益訴訟論」がある⁷⁰⁾

68) 学説の反応として好意的な意見が多い。上原敏夫『団体訴訟・クラスアクション』（商事法務、2001年）256頁、高田裕成「訴えの利益・当事者適格」ジュリストNo.971（1991年）215頁、加藤新一郎「複雑訴訟の課題」ジュリストNo.971（1991年）235頁。

一方、中野貞一郎「当事者適格の決まり方（下）」判例タイムズ822号（1993年）35頁は、「環境保護団体について任意的訴訟担当を認めないと、『裁判を受ける権利』（憲法32条）を否定する結果になるとすると、任意的訴訟担当を認める合理的必要があるといえるが、これらの訴訟は、当事者適格だけでなく、手続構成にも特殊の考慮を要する点があるので、立法的解決によるのが妥当」との慎重論を示している。

69) 伊藤・前掲注67)「紛争管理権再論」211頁、212頁。

70) 福永有利「新訴訟類型としての『集団利益訴訟』の法理」『民事訴訟当事者論』（有斐閣、2004年）225頁、233頁（初出：民事訴訟雑誌40号（1994年））。

前者は、多数人に影響のある行政処分を争う場合や、環境・公害事件における差止請求の場合などは、問題となる利益自体が、集団的に実現されてはじめて意味をもつ場合であり、このような場合には、その訴訟上の主張も、集団的になされなければ訴えの利益が認められない、とする。

後者は、特に環境問題の訴訟について、個人の利益でもない、公の利益でもない、ある集団の固有の利益の存在を観念し、そのような集団利益を擁護することを目的とする訴訟として、「集団利益訴訟」という新たな訴訟類型を提案する考えである。

このような集団的利益については、特別法によって、団体訴訟を認める構想が最も確実な方法であるが、抗告訴訟の原告適格について集団的利益を基準として判断することが認められれば、裁判所の門戸が広く認められる可能性がある。すなわち、訴訟要件の克服につながる。

4. 団体に原告適格を認める意義と団体訴訟の判決効

(1) 地域住民の利害の対立と住民の関与の限界

ここで、問題となるのは、訴訟を提起する団体の要件であろう。

こと、行政訴訟においては、行訴法9条により、第三者の原告適格は厳格に制限されてきた。しかし、根拠法規により独自に保護された第三者の利益の中には、景観・緑・歴史的環境等の環境上の利益、あるいは、公共輸送機関や道路・公園等公共施設の利用にかかる利益等、「集団的利益」ないし「共同利益」と呼ぶべきものまで含めて解すべきとの学説も出てきている⁷¹⁾これらは、「集団的利益」ないし「共同利益」の観念を率直に承認するとともに、主観訴訟と客観訴訟を相容れない性質のものとして峻別することなく、個々人が自己の具

71) 大貫裕之「取消訴訟の原告適格についての備忘録」『藤田宙靖博士東北大学退職記念行政法の思考様式』（青林書院、2008年）393頁、亙理格「行政訴訟の理念と目的」ジュリストNo.1234（2002年）13頁、15頁における「多種併存型の行政訴訟観」に立脚した制度設計。

体的利益として享受している共同利益を、可能な限り主観訴訟の枠内での救済対象に取り込むと同時に、両者の中間領域を団体行政訴訟等の第三の訴訟類型の創設によりカバーできるような制度設計を目指す考えである。

そもそも、「現行法上の枠内で、すなわち、行訴法9条の解釈論から団体に原告適格を認める」ことができるのだろうか。

初期においては、概して、消極に解されてきた。かつて、田中は、行訴法9条で定める原告適格を有する者は、「取消を求めるにつき法律上の利益を有する者であれば、個人であると法人であると、法人格のない社団・財団であるとを問わない」と述べていたが、これ以上の詳細な説明は加えられていない⁷²⁾

塩野は、集团的利益の基準につき、「行政処分により侵害される利益が特定個人のための利益ではなく、広く地域住民・消費者等に一般的に共通する集团的利益として把握できる場合に、そのような多数人の共通利益を法律上または事実上代表する住民団体・消費者団体・事業者団体等に取消訴訟の提起を求めることができるか」という問題の捉え方をしている⁷³⁾

宇賀は、団体訴訟の問題と、団体の当事者能力の問題を区別する。団体訴訟の問題を、「行政処分により、広く地域住民・消費者等の集团的利益が侵害される場合において、かかる多数人の共通利益を事実上代表する住民団体（原発反対同盟等）、消費者団体（主婦連等）等に取消訴訟を提起する原告適格を認めるべきか」として捉えている⁷⁴⁾

原発訴訟において、今後、団体が原告になる場合があるとしても、地域住民団体が原告となるケースはまれであろう。原発立地地域の自治体は、すでに原発の稼働を前提とした財政となっており、地域経済や社会システムにも組み込

72) 金子正史「アメリカ行政訴訟における団体の原告適格」『雄川一郎先生献呈論集 行政法の諸問題(中)』(有斐閣, 1990年)180頁, 田中二郎『新版行政法(上) [全訂第二版]』(有斐閣, 1976年)319頁。

73) 塩野宏『行政法Ⅱ [第5版]』(有斐閣, 2010年)132頁, 139頁。行訴法改正後の展望として、「規制法における付近住民の地位に関しては、処分の具体的効果が地域関連性を有する限り、カテゴリーとしての切出しは広く把握できる」とする。

74) 宇賀克也『行政法概説Ⅱ [第3版]』(有斐閣, 2011年)198頁。

まれている。設置許可処分にもつれた行政手続においても、情報公開の限界（計画地点の選定・申入れ段階での公開が可能か）、意思決定システムへの住民の関与の限界（公開ヒアリングは通達による行政指導に基づいて行われるもので、正式な法的根拠はない）、住民投票の限界（条例制定による住民投票は、法的拘束力がない）がある。住民の関与は限られている⁷⁵⁾

これらを考慮すると、原発訴訟という司法手段は、市民が関与できる「最後の砦」⁷⁶⁾である。その最後の砦において、本案審理における「高度の専門技術性に対する審査密度」再考への壁は相変わらず高いままであろうと思われるが、訴訟要件の緩和（＝集团的利益を主張する団体への原告適格の緩和）は可能であろう。

行政訴訟において重要なのは、行政行為等が違法に行われた場合に、国民に与える影響の大きさからして、これらにつき、争えるかどうかである。「法治主義に違反しているかどうかを争えるか否かは、『現実の必要性』と『成熟性』によるべき」との学説がある⁷⁷⁾。原発訴訟には、公益追求訴訟、すなわち、客観的訴訟としての側面が存することからしても、これらの要因の考慮は不可欠であろう。

地域住民が何らかの「適格団体」、あるいは、何らかの「認定団体」を設立して⁷⁸⁾ 差止訴訟等を起こすのは容易ではない。福島事故後の実際の訴訟は、反対派の弁護士らの専門家が広く原告を募り、提訴している。表1に示すような、

75) 拙著『低炭素社会の法政策理論』（信山社、2010年）80頁以下。

76) 表1に記載した大飯原発3・4号機に対する差止訴訟、第1回口頭弁論（2013年2月15日）原告側の意見陳述による。

また、阿部泰隆「環境行政訴訟の機能不全と改革の方向」法学教室269号（2003年）35頁においても、「人間活動の負の側面が明らかになっている今日、次の世代のためのみならず現世代のためにも、人間活動を、環境が持続可能な範囲に限定し、また失われた環境を改善すべき時代となっている。そのための『最後の砦』となるべきものが、法・裁判であるが、実はこれらは全くといってよいほど機能していない」と述べている。

77) 阿部・前掲注21) 114頁。

78) 前者の例として消費者契約法（2007年6月施行）における「適格消費者団体」、後者の例として、特定非営利活動促進法（1998年12月施行）における「NPO法人」が考えられる。

全国各地に散らばる数百人、数千人に及ぶ原告ひとりひとりにつき、原告適格の判断が必要となる個人資格での多数人による訴訟の方が、むしろ裁判所の過重負担につながる。

(2) 集団的利益を主張する団体訴訟における原告適格の拡大

団体訴訟、特に原発訴訟における論点として、「原告適格を認められる個人（付近住民）がいるにもかかわらず、団体訴訟を認めるべきか」という点がある。これを肯定する場合のメリットとして、訴訟を一本化した方が、①訴訟費用も安上がりで、訴訟経済にも役立つ、②個人にとっては比較的希薄な利益でも、団体を通して集約した形で訴訟に臨める、という点があげられる⁷⁹⁾

3(3)で論じたように、団体に訴訟担当者として原告適格を認める場合の問題点として、常にあげられるのが、濫訴ないし裁判所の過重負担という問題である⁸⁰⁾。しかし、これらの懸念は、市民訴訟やクラス・アクションが認められ、「訴訟社会」ともいえる米国での問題であろう。行政訴訟自体が少なく、さらに、勝訴率が著しく低い日本での懸念事項には該当しそうもない⁸¹⁾

行政訴訟における団体訴訟として、集団的利益を認めるには、行訴法9条による厳格な原告適格の適用－訴訟要件－が壁となる。したがって、個別の法分野ごとの立法化の検討の方が容易であり、環境団体に限定して、「環境団体訴訟法」の立法化も視野に入れるべきとの考えにつながる⁸²⁾

福島事故後における原発訴訟は、むしろ、「訴訟提起に意義あり」という客観訴訟としての側面が強くなってきている。したがって、一定の環境団体または市民団体に原告適格を認めることは、逆に、濫訴ないし裁判所の過重負担の

79) 塩野・前掲注73) 132頁。

80) 桑原勇進「環境団体訴訟の法的正当性」『公害・環境紛争処理の変容』（商事法務、2012年）161頁。

81) 島村健「環境団体訴訟の正統性について」『行政法学の未来に向けて 阿部泰隆先生古稀記念』（有斐閣、2012年）520頁において、「ドイツの経験からも、日本において公益的団体訴訟を導入しても、訴訟の洪水状態、濫訴の弊といった問題は生じないであろう」と予測している。

軽減につながるのではないか。

これまでの行政訴訟における権能を、個人の権利保護を原則とし、それ以外の権能は例外としてきた厳格な適用に対しては、反対論も多い。園部逸夫は、「学会の進歩的な見解は、原告適格をできるだけ広く認めることにより、主観訴訟である抗告訴訟を客観的抗告訴訟（集団訴訟化も含めて）に近いものとする事」であると述べている⁸³⁾

特に環境分野においては、主観訴訟と客観訴訟を厳格に区別すべきではない。個人に帰属するのが困難な不可分の利益や、分散・拡散している利益を明確に表現できる主体に訴訟を認めるのであれば、個人の権利利益の訴訟から大きく逸脱しないことになる。逆に、集団利益を主張する訴訟を認めないと、裁判所が統制できる行政決定の範囲が限定されることになる⁸⁴⁾

環境公益訴訟の類型は、①事業者等の行為の差止（民事訴訟）、および、②国や地方公共団体に対する取消訴訟、無効等確認訴訟、義務付訴訟（行政訴訟）である。

まず①の民事訴訟では、憲法13条および25条に基づく環境権もしくは人格権を法的根拠としてあげている。しかし、実体法上の根拠を欠くため、団体が環境権を自ら行使するとしても、そのような権利は判例上認められず⁸⁵⁾ 人格権を根拠とする場合には、団体にそのような人格権が承認されるのか、が問題となる。

82) 2004年1月6日「行政訴訟制度の見直しのための考え方」（行政訴訟検討会）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/gyouseisoyou/siryou/040106kangaekata.html> では、団体訴訟の制度化について見送られたが、「主な検討事項」においては、「行訴法に一般的規定をおき、どのような分野で、どのような団体に原告適格が与えられるかは、個別法で規定すべきである」との3番目の案が妥当であると考えられている。大久保規子「行政訴訟の原告適格の範囲」ジュリスト No. 1263（2004年）52頁、山本和彦「行政事件訴訟法の改正について－民事訴訟法学者から見た感想」ジュリスト No. 1277（2004年）38頁。

83) 園部逸夫「行政訴訟と民事訴訟再論」『雄川一郎先生献呈論集 行政法の諸問題』（有斐閣、1990年）337頁。

84) 山本隆司「原告適格(2)」法学教室 No. 337（2008年）82頁。

85) わが国の憲法上の環境権論について、学説では、肯定する見解が支配的である。大塚直「環境権(1)」法学教室 No. 293（2005年）93頁。

いまだに、環境権を正面から認めた判例はないが、近時の裁判例（荏の浦公有水面埋立免許差止事件（広島地判・2009（平成21）年10月1日・判例時報2060号3頁）、国立マンション訴訟（最判2006（平成18）年3月30日・民集60巻3号948頁）において、人格権の内容をなす「景観利益」を私法上保護に値するとし、景観利益に基づく原告適格を認めている。

このように、団体に人格権が承認されるのか、立法によって付与することが可能か、付与するとすればどのような形態によるか、という点が実体法上問題となる。

②の行政訴訟では、行訴法9条に第2項が追加され、「法律上の利益を有する者」という文言の解釈にあたっての「要配慮事項」が規定された。この措置による影響が最も期待されている分野が、周辺住民たる第三者が原告となって提起される環境行政訴訟である⁸⁶⁾

今後は、特に団体訴訟による保護の必要性が大きいと考えられる個別行政分野の実体法の中で（原発訴訟については「原子炉等規制法」）、処分について団体の利益の考慮を義務付けるか、直截に団体の当事者適格を認める方向で検討が進められるべきとされている（「行政訴訟検討会最終まとめ」2004年10月29日）。

以上述べてきたところの、①民事訴訟と②行政訴訟は、相互に影響しあっている。というのは、これまで、環境訴訟で通常の民事訴訟が使われてきたのは、行政訴訟が、取消訴訟において原告適格や処分性など、厳格な訴訟要件を課してきたからである⁸⁷⁾

「民事訴訟であれ、行政訴訟であれ、本案審理に入るべきであり、このいずれであるかは、裁判所が釈明すること、あるいは、原告の主張を実現するために最もふさわしい訴訟を裁判所が教示し、最終的に決めることにすればよい」

86) 北村喜宣「環境行政訴訟」法学教室 No. 374 (2011) 146 頁。

87) 森島昭夫「科学技術における不確実性と法の対応」『加藤一郎先生追悼論文集 変動する日本社会と法』（有斐閣，2011年）315 頁。

とする学説もある⁸⁸⁾立法論的に、団体訴訟制度導入の必要性について論じている学説もある⁸⁹⁾環境団体訴訟の立法化は、民事訴訟形式での公益団体訴訟が認められるための礎になろう。

日本における原告適格論は、実に緻密な手続的統制にこだわっている。裁判所の判断枠組みも緻密化されている。しかし、欧米における原告適格に関する世界標準は、「環境行政に関する限り、主要な論点は、本案の問題に移行している」とのことである⁹⁰⁾大事なのは、原告適格論で議論されてきた行政行為の効力論ではなく、人権保障や、法治主義論であろう。

(3) なぜ団体訴訟が認められないのか—団体訴訟の判決効

「ある程度の活動実績がある環境団体に原告適格を認めると、どのような不都合が生じるのか」につき考察すると、団体訴訟における判決効の主観的範囲が問題となる⁹¹⁾

わが国の民事法では、判決の効力は当事者を拘束するにとどまり、非当事者は拘束されないのが原則である。一方、行政法の分野においては、取消訴訟の第三者効（対世効）が認められている（行訴法 32 条 1 項）。ただし、取消訴訟の効果の及ぶ第三者の範囲については明確ではない。

福島事故以後の原発訴訟の大半は、設置許可の取消訴訟ではなく、運転または建設の差止を求める民事訴訟である。団体が原告になる場合、民事差止訴訟の判決効は大きな論点となる。

まず、取消訴訟以外の行政訴訟や民事訴訟（差止訴訟）で団体が勝訴した場合、判決効の法的な拡張は存しないが（無効等確認訴訟には第三者効の規定は準用されない）、事実上、行政が義務付けられた行為をしたときや、事業者が

88) 阿部・前掲注 76) 39 頁。

89) 越智敏裕「行政訴訟改革としての団体訴訟制度の導入」自由と正義 53 巻 8 号（2002 年）36 頁、同「団体訴訟の制度設計」『公害・環境紛争処理の変容』（商事法務、2012 年）168 頁。

90) 徳田博人「行政法判例にみる司法制度改革の位相」法律時報 82 巻 8 号（2010 年）47 頁。

91) 山本和彦・前掲注 51) 203 頁。

一定の行為を差し止められたときには、その効果を享受できる地位に立つことになる（事実効）。

当該勝訴判決が処分等の取消判決（行政訴訟）であるときには、その判決の効力は第三者にも拡張される。したがって、住民等はその判決による処分取消の効力を法的にも援用することができる。原子炉設置許可の取消訴訟の認容判決の場合、当該施設の設置行為ができなくなるので、その事実上の効果を訴訟外の付近住民も当然に受けることになる（厳密には、第三者効の問題ではない）⁹²⁾

他方、団体が敗訴した場合には、団体の権利を固有権として構成する限り、敗訴判決の効力は、他の住民等に請求には影響しないと考えられる⁹³⁾しかし、そのように解すると、結局、被告側は複数の提訴に対して、そのうちの一つにでも敗れば、行為を差し止められるのに対して、自己の行為を守るためには全ての提訴に対して勝訴しなければならないという「二重応訴の負担」の問題が出てくる。

行政訴訟においても、団体が敗訴した場合、敗訴判決の既判力は団体構成員に及ばないため、再度団体構成員が出訴することが可能であり、同一事項について、被告および裁判所に負担をかけることになる。

宇賀は、「取消訴訟の場合には、出訴期間の制限があるため、このような事態は実際には生じないが、無効確認訴訟については生じうる。このような判決効の問題は、解釈では限界がある。したがって、これらの問題を合理的に解決しうる制度設計が必要となる」とする⁹⁴⁾

大貫は、抗告訴訟における判決効につき、「第三者に対する効力を失わせるかどうかは、原告個人の救済にとって必要な範囲にとどまらず、他の者にも取消判決の効果を享受せしめることが取消訴訟の趣旨からいって認められるかど

92) 塩野・前掲注 73) 183 頁。

93) ドイツの団体訴訟においても、類似の問題が存在する。提訴権が複数の団体に与えられている場合、そのうちの一つの団体が訴訟をして、敗訴しても、他の団体にはその判決の効力は及ばないと解されている。福永・前掲注 70) 245 頁。

94) 宇賀・前掲注 74) 199 頁。

うかという見地から検討すべき」とする⁹⁵⁾

総論的な結論として、「判決の効力は、行政過程との適切な連動関係を視野に入れて、決定されなければならない」と思料する。つまり、行政訴訟をどう性格付けるかの議論が不可欠になる。

5. 福島事故後における原発訴訟の役割の変容

(1) 原発訴訟における司法審査の役割の変容－客観訴訟としての側面

集団的利益を主張する団体訴訟を認めるには、法律の根拠が必要とされる。この場合、どの程度の根拠が要求されるか、という問題になってくる。

山本は、「集団的利益につき、行政訴訟により主張・貫徹する機会が認められないのは、手続構造上の不均衡である」としたうえで、「法治国原理は、個々人の権利保護だけでなく、行政機関の決定が特定の利益に偏らざに行われることも要請する。団体訴訟が法的に例外ではなく、国法構造の中に定着させ得るものとして位置付けられるとすれば、訴権を認める旨の一義的な法律の定めまで要しないと解する余地もある」とする⁹⁶⁾

ゆえに、このような観点からは、団体が当該利益を明確に表現する能力をもっていることを、裁判所が判断することも不可能ではないとする。しかしながら、「適格消費者団体（消費者契約法13条以下）に訴権を認める」あるいは、「公益認定法人（公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律）に訴権を認める」というように、根拠法を要求し、裁判所は適格性を補充的に審査するにとどめる方法を提示している。

島村は、「環境保護の領域で団体訴訟を導入しなければならない理由は、部分利益（潜在的な公益）を主張する政治的な力に間に不平等があるという点に

95) 大貫裕之「行政訴訟の審判の対象と判決の効力」『行政法の新構想Ⅲ』（有斐閣，2008年）158頁。

96) 山本隆司・前掲注84) 82頁，83頁。

ある」とする⁹⁷⁾「環境を侵害する活動を行う側の利益主張は、環境に関わる決定の際、法的にも事実上も完全に代表されるが、環境利益を擁護する側の利益主張は、それに匹敵するような影響力を行使することはできない。環境団体訴訟の導入は、そのような競争条件の歪みを補正し、多元主義的民主主義の機能を改善させることになる」と分析する。

このような環境利益の取扱いに関する構造的問題は、原発訴訟の場合、より顕著に表れる。福島事故により、「社会的な許容限度」に依拠したところの原発の「相対的安全性」は低下してしまった。本案審理においては、「基本設計の安全性」にかかわる事項のみを審査対象とし、エネルギー政策という国策にかかわる論点については、「高度の専門技術性」を尊重する立場を維持してきた。

行訴法は、主観訴訟と客観訴訟を区別し、42条において、実体化している。ただし、このような主観訴訟・客観訴訟という言葉は、戦後、行政事件訴訟特例法（1948年）が制定されて以降、学説上、用いられてきたものである。田中は、「主観的訴訟」「客観的訴訟」という言葉を用いている⁹⁸⁾塩野は、「学説上、かねて、個人的な権利利益を目的とする主観的訴訟と、法規の客観的適正を保障し、または一般公共の利益を保障することを目的とする客観的訴訟の区別が立てられており（雄川一郎『行政争訟法』）、行訴法に定める、民衆訴訟（5条）、機関訴訟（6条）の類型が、後者に対応するものとして制定された」と説明している⁹⁹⁾

原発建設阻止のための抗告訴訟は、保護の対象が特定の個人にとどまらない。それと対応して、原告適格も拡大している。つまり、「本来の主観訴訟の客観化」の現象がみられるが、それでもなお、抗告訴訟・当事者訴訟は、主観訴訟として理解されるべきもの、としている¹⁰⁰⁾

亘理も、「環境訴訟のような集団的利益に関しては、主観訴訟と客観訴訟を

97) 島村・前掲注 81) 530 頁。

98) 田中・前掲注 72) 295 頁。

99) 塩野・前掲注 73) 81 頁。

100) 塩野・前掲注 73) 266 頁。

相容れないものとして峻別すべきではない」としたうえで、「環境訴訟のような『集団的利益』ないし『共同利益』に関しては、個々人が自己の具体的権利として享受している共同利益を、主観訴訟の枠内で、救済対象に取り込むべき」とする¹⁰¹⁾

ここで常に問題とされるのが、客観訴訟における憲法 76 条の司法権の「具体的争訟性」の範囲と、裁判所法 3 条の「法律上の争訟」との関係である（判例・通説はこれらを同義に解する）¹⁰²⁾ すなわち、主観訴訟は「具体的争訟性」のある「法律上の争訟」としての司法権の行使であるが、客観訴訟は「具体的争訟性」のない訴訟であり、司法権の権限の行使としての「その他法律において特に定める権限」として、法律の定めのない限り、裁判所が独自にこれを受け付けることはないとしている。したがって、団体による公益追求訴訟は、客観訴訟としての側面を併せ持つが、あくまで、主観訴訟として構成される。

2004 年の行訴法改正において、団体訴訟の法定化が見送られてから、10 年近くが経過している。2012 年 6 月 15 日には、日弁連による「環境団体訴訟法案」が提示された。出訴資格が認められる団体とそうでない団体の判断基準を何処に求めるのか。あるいは、団体訴訟と個人での提訴が併存する状態は認められるのか。環境団体訴訟の対象となる公益性の範囲と原告適格団体との対応関係をどのようにするのか。行政訴訟の場合、不服申立前置主義をどの程度厳格に適用するのか。これらの点につき、今後さらに考慮したうえでの立法化が必要であるといえよう。

(2) 訴訟要件の克服—公益追求訴訟としての側面

塩野は、「現行法上は、行政事件訴訟としての団体訴訟は認められていない。

101) 巨理・前掲注 71) 15 頁。

102) 中川丈久「行政事件訴訟法の改正—その前提となる公法的営為」公法研究 63 号（2001 年）124 頁以下、同「行政訴訟に関する外国法制調査—アメリカ（上）」ジュリスト No. 1240（2003 年）95 頁の「日米の司法権概念の比較」は、「具体的な争訟性」のない客観訴訟の位置は、アメリカ連邦憲法の司法権論と比較して、司法権の中間領域とも、司法権の外とも理解できるとの考えを示している。

立法的措置の検討も必要であるが、個別的利益と集团的利益の区別が相対化されつつある現段階では、改正行訴法の運用を通じて集团的利益の救済の在り方を考慮することも重要である」とする¹⁰³⁾

山本は、「団体訴訟は、個人の権利から切り離されたものとしてではなく、個人の参政権ないし手続参加権の問題として捉えることにより、法的位置付けが明確になる」とする¹⁰⁴⁾ 個人が自由意思により、当該利益を明確に表現する団体を設立し、あるいは、そのような団体に加入して、当該団体の組織に訴権を認めることは、参政権と手続参加権の隙間を補充する意味を持つ、との考えである。

これまで、日本において、団体訴訟が認められなかったのは、訴訟要件の問題として議論されてきた結果であろう。民事訴訟においても、行政訴訟においても、団体の原告適格は認められてこなかった。しかしながら、行政訴訟において重要なのは、行政処分等が行われた場合に、果たして、争えるかどうかである。行訴法9条を厳格に解釈し、門前払いの対象となるかどうかには議論が集中してきた現状は、実効的な国民の権利救済につながっているとは言い難い。それは環境権を認めてこなかった民事訴訟においても同様である。

団体、すなわち、法人とは、法技術にすぎない。「一人法人」も認められる現在において、その技術性は特に顕著になってきている。原発訴訟をはじめとする環境訴訟は、「科学裁判」といわれており、原告側においても専門的な能力が必要となる。原告適格を有する個々の住民にそのような高度の専門性を期待できるはずはなく、実際は弁護士団が中心となって組織し、専門家に依頼する「鑑定裁判」となっている。そのような環境訴訟の現状からして、原告適格を有する地域住民を構成員としつつ、専門家も関与する環境団体は、環境利益の表現主体として、適格性・正当性を有するといえるのではないか¹⁰⁵⁾

103) 塩野・前掲注73) 270頁。

104) 山本隆司・前掲注84) 83頁。

105) ただし、もんじゅ第一次訴訟最判(1992(平成4)年9月22日)において示された原告適格の距離的制限(原子炉から58kmの居住者にも認められた)からみて、環境団体の所在場所も重要な考慮要因になると思われる。

以下、福島事故後に提訴された原発訴訟を含めて、環境団体による公益追求訴訟の可能性について検討する。それは、「客観的違法性の宣言」が、主観訴訟としての団体訴訟において可能かどうか、という点に集約されると思われる。

表1に記載する福島事故後に提訴された訴訟のうち、特筆すべきは、函館市が原告となる大間原発建設差止訴訟であろう。被告は、国および電源開発(株)であり、訴訟類型としては、行政訴訟(原子炉設置許可の無効確認訴訟)および民事訴訟(建設の差止訴訟)である。函館市は、準備金2,300万円を予算計上し、弁護士と訴訟に関する契約を締結した(2013年1月21日)。自治体が原告となる初の原発訴訟となる。

自治体が原告となって、条例上の義務の民事執行ができるかどうかに関する判例として、「宝塚市条例事件」(最判2002(平成14)年7月9日・民集56巻6号1134頁)¹⁰⁶⁾がある。「行政事件を含む民事事件において裁判所が審判することができる対象は、裁判所法3条にいう『法律上の争訟』に限られ、国または地方自治体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象だとされるものではなく、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許されると解される」と判示した。

大間原発につき、函館市が原告となって訴訟が提起された場合、原告適格が認められない可能性があるのだろうか。上記・宝塚市条例事件においては、「国または地方自治体が提起した訴訟であって、財産権の主体として自己の財産上の権利利益の保護救済を求めるような場合には、法律上の争訟に当たるといふべきである」と判示している。函館市は「事故が起きれば市民の安全が脅かされ、市庁舎なども被害を受ける」ことを提訴理由としている。財産権や人格権

106) 多くの判例評釈があるが、学説は当該最判を、厳しく批判している。阿部泰隆・法学教室No.267(2002年)36頁、高木光・ジュリストNo.1246(2003年)46頁、人見剛・環境法判例百選[第2版](2011年)230頁、中川丈久・論究ジュリスト2012年秋号56頁。

の侵害だけではなく、風評被害も起こりうる。地方自治体も法人である。函館市に原告適格が認められると、団体公益訴訟の可能性が広がると思われる。

前述した日弁連による「環境団体訴訟法案」(2012年6月15日)は、「適格環境団体」に訴権を認める提案であるが、原発訴訟のケースにも、このような方向性を維持すべきだろうか。原発訴訟において、法人格をもつ団体(NPO法人、公益社団法人)が原告になる場合、原告適格は認められるか。私見としては、公益社団法人に限らず特定非営利活動促進法・別表7号に掲げる「環境の保全を図る活動」を行うNPO法人は、適格団体とする方向で、考慮すべきと思料する。

6. むすびにかえて—行政訴訟と民事訴訟

原発訴訟は、誰を被告にするかにより、行政訴訟と民事訴訟に二分される。行政訴訟はさらに、出訴期間の制限により、取消訴訟と無効等確認訴訟に二分される。しかし、このような訴訟形式の差異は、団体訴訟において、決定的な相違点になるのだろうか。

もんじゅ訴訟は、出訴期間を経過していたので、無効等確認訴訟の形式を採らざるを得なかった。無効等確認訴訟では、「重大明白説」により、違法性が判断されるというのが、従来の学説・判例であった。しかし現在では、取消訴訟と無効確認訴訟の違いは、出訴期間の差異にすぎないとする学説も多くなっている¹⁰⁷⁾

1970年代以降の原発訴訟のうち、初期の訴訟は、原発反対運動が手詰まりとなった後、最後に採りうる手段としての法廷闘争であり、行政訴訟の形式が採られた。しかし、福島事故後の原発訴訟は、日本中のほぼ全号機が冷温停止状態である原発の再稼働につき、これまでの安全審査基準に誤りはなかったの

107) 塩野・前掲注73) 219頁は、「無効確認訴訟は時機に後れた取消訴訟である」とする。宇賀・前掲注74) 302頁も、「出訴期間内に取消訴訟を提起することが困難なことが稀ではないので、無効等確認訴訟の存在意義は大きい」としている。

か、行政庁による高度の専門技術性に対する審査密度は従来と同様でいいのか、原発に対する相対的安全性が失われた現在においても、国策として原発推進を続けることに対し、司法審査は消極的であり続けるべきか、等が争点となっている。

訴訟では、人格権または環境権に基づき、運転差止を求める民事訴訟の形式を採る。「地震等の異常現象時に、環境中に放出される放射性物質によって被曝することにより、自己の生命・身体等に重大な被害を受ける可能性」を問うている。しかし、これまでの民事訴訟では、当事者適格の問題というより、人格権または環境権に基づく差止訴訟は認められ難かった。

「行政訴訟の形式と民事訴訟の形式を厳格に区別し、訴訟形式の違いにこだわりすぎる現行の訴訟手続は、実効的な権利救済に程遠いのではないか」というのが、そもそもの疑問点であった。実際の裁判所への訴訟提起時には、原発差止訴訟は、民事部門への提訴にすぎない。訴訟受付の過程において分類されるだけである。

訴訟形式や原告適格に対する緻密すぎるこだわりは、講学上はともかく、裁判実務においては、望ましくない。実効的救済の途を閉ざすことになるからである。環境訴訟においては、団体原告適格を認容することにより、客観的違法性の宣言への途を開くべきである。

これまでの司法の消極的姿勢から鑑みて、原発訴訟の本案審理が一朝一夕に変わるとは思えない。違法性を宣言する判決が出される可能性は、当面は低いと思われる。しかし、客観的訴訟としての役割が増していることは間違いない。今後の原発訴訟における司法審査の役割として、その公益追求訴訟としての側面が、団体訴訟の認容により広がることを期待したい。